

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に係る事前同意基準

宮城県建築審査会 昭和63年3月15日

改正 平成15年5月23日

改正 令和4年3月14日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）第56条の2第1項ただし書の規定による許可の申請があり、その敷地内に法第3条第2項に該当し法第56条の2が適用されない建築物、又は過去に当該許可を受けた建築物を含み、かつ、下記のいずれかに該当する場合は、知事は当該申請を許可し、直近の建築審査会に報告することができる。

記

第1 増築、改築、又は移転（以下、「増築等」という。）で、増築等部分を含んだ建物全体が不適格な日影時間の部分を増加させるものではなく、かつ、当該増築、又は移転部分だけであれば日影規制に適合するもの。

第2 大規模の修繕、又は大規模の模様替で、不適格な日影時間の部分を増加させないもの。

附則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に係る事前同意基準

宮城県土木部建築宅地課

(1) 運用方針

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）第56条の2第1項ただし書の規定による許可申請があり、その敷地内に法第3条第2項に該当し法第56条の2が適用されない建築物、又は過去に当該許可を受けた建築物を含み、かつ、(2)の基準のいずれかに該当する場合は、知事は当該申請を許可し、直近の建築審査会に報告することができる。

(2) 基準

第1 増築、改築、又は移転（以下、「増築等」という。）で、増築等部分を含んだ建物全体が不適格な日影時間の部分を増加させるものではなく、かつ、当該増築、又は移転部分だけであれば日影規制に適合するもの。

第2 大規模の修繕、又は大規模の模様替えで、不適格な日影時間の部分を増加させないもの。

(3) 留意事項

- ・敷地内に法第3条第2項の規定により、法第56条の2が適用されない既存不適格建築物を含んでいるか、又は、過去に法第56条の2第1項ただし書の許可を受けている場合、事前同意の対象となる。
- ・増築等を行う前後の日影図の添付を求めること。

附則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。